

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、亀岡運動公園競技場照明塔設置工事請負契約の変更を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年2月24日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第2号

専 決 処 分 書

亀岡運動公園競技場照明塔設置工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年2月15日

亀岡市長 桂川孝裕

工事請負契約の変更について

令和4年9月9日前平・南桑特定建設工事共同企業体との間に締結した亀岡運動公園競技場照明塔設置工事請負契約を下記のとおり変更する。

令和5年2月15日専決

亀岡市長 桂川孝裕

記

変更に伴う請負代金増加額 金7,691,200円

亀岡運動公園競技場照明塔設置工事
請負契約の変更について

令和4年9月9日前平・南桑特定建設工事共同企業体との間に締結した亀岡運動公園競技場照明塔設置工事請負契約について、次のとおり契約内容を変更したこと。

契約金額	変更前	金 3 1 6 , 8 5 7 , 2 0 0 円
	変更後	金 3 2 4 , 5 4 8 , 4 0 0 円